平成２７年（フ）第１８９号
釧路市昭和南５丁目27番１号
債務者　山内　　翔
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月28日午前10時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１０１０３号
東京都江戸川区篠崎町３丁目27―15
債務者　近藤真由美
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０１１４号
東京都世田谷区等々力８丁目12―19―202
債務者　佐野　賢二
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０１１５号
東京都葛飾区南水元２丁目28―16―201
債務者　冨田　　厚
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０１１６号
東京都大田区久が原２丁目３―22―301
債務者　呉地　幸乃
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０１１７号
東京都新宿区北新宿１丁目31―７―202
債務者　中島　隆志
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０１１８号
東京都港区東麻布３丁目10―２―604
債務者　鹿島　裕美（旧姓ゲルブージュ）
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０１２１号
東京都中野区上高田３丁目24―11―203
債務者　加藤　　稔
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０１２５号
東京都町田市忠生３丁目４―11―103
債務者　平岡　幸子
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０１２７号
東京都練馬区大泉学園町８丁目28―１―403
債務者　寺田　圭三
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０１３０号
東京都品川区八潮５丁目６―39―1405
債務者　小田島泰子
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０１４７号
東京都杉並区善福寺２丁目19―10
債務者　秋田美代子
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０１５６号
東京都台東区寿１丁目14―10
債務者　平嶋美由紀
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０１５７号
東京都北区滝野川１丁目93―16―306
債務者　森　　光芳
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０１６９号
東京都清瀬市中里１丁目719―２　清里コーポＡ―102
債務者　佐野　一成
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０１７０号
東京都江東区塩浜２丁目14―10―302
債務者　松下　瑠里
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部